

## 論文の内容の要旨

論文題目 アメリカ占領下の日本における女性労働改革  
- 女性保護と男女平等をめぐる -

氏 名 豊田 真穂

本論文の目的は、アメリカ占領下の日本における女性労働改革に焦点をあてて分析することによって、占領下「女性解放」政策の歴史的意義を再評価することにある。そのため結果として女性の失業を招くことになった女性保護に注目し、占領下の女性労働改革を保護と平等をめぐる問題に焦点をあてて検討した。具体的には、(1)労働基準法、(2)労働省婦人少年局、(3)労働組合婦人部の三側面を分析した。なぜなら、女性労働改革を総括的に検討するためには、女性労働者像を公的に規定した法律(1)、法律を遵守し解釈し運用していく行政機関(2)、そしてそれを受ける側の運動のあり方や運動が求めたもの(3)を分析することが必要だからだ。

保護と平等に注目するのは、「女性解放」の達成を考える際に、男女平等の法律上の規定だけでなく、社会政策のジェンダー中立性を問う必要があるからだ。そこで「経済的市民権」という概念を使って考察した。「経済的市民権」は、社会政策が前提とする「男性稼ぎ主モデル」がいかに男女間に異なる社会的権利を与えてきたのかを説明する。就労する権利は基本的人権のひとつだが、女性の就労する権利は、歴史的に、婚姻関係や「母」であることによって制限されてきた。つまり、性別によって対象者を区別する法律や「母」を強調する政策は女性に社会的利益を与えるかもしれないが、女性の就労する権利を制限し「経済的市民権」を奪う。本論文では、こうした「経済的市民権」の視点から占領下の女性労働改革を考察した。

これまで、GHQ/SCAP(連合国最高司令官総司令部)の「女性解放」政策は高く評価されてき

た。特に女性史の興隆を受けて、GHQ/SCAP が「男女平等」という新たな考えを日本にもたらしたと評価するノムラ(Gail M. Nomura)に続き、GHQ/SCAP 上層部だけでなく中下層の地位にいた女性スタッフの役割に注目するいくつかの研究が出された。ファー(Susan J. Pharr)に代表されるこれらの研究によって、日米女性間に形成されたいわば「女性政策同盟」が主体となって、GHQ/SCAP 上層部の意図を越えた「急進的な」女性解放を推進したとする枠組みが定説となっている。しかしこうした図式による理解では、第 1 に「女性政策同盟」の一翼を担い得たのは一部の日本人女性のみであったこと、そして第 2 に「急進的な」改革が行われたのは表面的な法制面の改革においてのみだったことが見落とされてしまう。

本論文は、(1)多様な主体に注目することで、「女性政策同盟」が常に政策推進の主体ではなかった点を指摘した。この点は、土屋由香やコイカリ(Mire Koikari)などが指導者層の日本人女性は連帯していたと指摘しているが、本論文では、指導者層の女性でさえも GHQ/SCAP の女性と常に協力関係を築けたわけではなかったことを明らかにした。また、(2)これまでの研究は実現された表面的な結果のみで改革を評価してきた。しかし、表面上は女性の利益になるようにみえる改革も、経済的市民権やジェンダー中立性といった視点からとらえなおし、改革が前提とするジェンダー観やその背景にある思想を明らかにする必要がある。そのため、本論文では占領期を日米の互いに異なるジェンダー観が出会った場ととらえ、実際に改革として結実したのは「平等」思想や「急進的な」ジェンダー観ではなく、むしろ女性を「身体脆弱・意志薄弱で家庭責任のある存在」と規定して「保護」を重視する限定的な女性労働観に基づいていたことを明らかにした。そして、(3)占領政策の限界の理由を「時代的な制約」に集約してしまうことを避け、「女性解放」政策を歴史的に位置づけ、当時の文脈のなかにおいて再評価するために、もうひとつの可能性として 1940 年代の時点におけるフェミニズムの到達点を確認した。最後に本論文は、(4)戦前から戦後における日本の「女子労働論」が前提としてきた女性労働者像に修正を迫ることを試みた。

以上 4 点の問題を設定し、女性労働改革の三側面(労働基準法、労働省婦人少年局、労働組合婦人部)を検討した結果、以下の 4 つの論点を明らかにした。

まず第 1 の論点(問題設定 3 に対応)として、占領期の「女性解放」政策を歴史的に位置づけて再評価をするために、政策が当時の文脈の中でどの程度先進的であり得たのかを検討した。女性労働改革のなかでも、GHQ/SCAP の労働基準法の生理休暇反対論や労働組合婦人部批判論は、米国本国における平等権憲法修正条項(ERA)支持者などのフェミニズム思想が到達した地点に近いジェンダー観に基づいていた反面、女性労働保護法を強く擁護する姿勢や婦人少年局設置の際に明らかになった GHQ/SCAP の女性労働者像は、米国フェミニズムだけでなく同時代の日本のフェミニズム思想の到達点より限定的なものだった。

第 2 の論点(問題設定 2 に対応)では、占領下の女性労働改革がどのような思想的背景を持っていたのかを「保護」と「平等」の側面から明らかにした。まず「保護」の側面からみると、女性労働改革のうち婦人少年局設立と労働基準法に規定された女性保護法がその事例である。両者は、

米国の世紀転換期から脈々と続く、女性保護法を擁護してきた革新主義時代の社会改革者たちの母性主義的な保護思想が、占領下の女性労働政策に反映されたものだった。

しかしその一方で、GHQ/SCAPは「平等」を志向した面もあったことを明らかにした。それは、労働者を性によって区別することに反対するGHQ/SCAPの一面からうかがえる。その背景には、労働者個人の特性ではなく職業に対して恩恵を与えるという1930年代からの米国本国における社会福祉の思想があった。例えばGHQ/SCAPは、同一労働同一賃金の原則を有効にするためには、年功賃や生活給などの日本の賃金構造を廃し職務評価による賃金率の決定が必要であると論じたり、女性のみにも適用される生理休暇に反対した。また、労働者を性によって分断する労働組合婦人部のあり方に反対した。これらの事例は、できる限り男女共通の基盤を築いていくべきだとする思想という意味で、平等志向の表れといえる。

第3の論点(問題設定1と対応)では、多様な政策推進主体に注目して「平等」と「保護」の二側面に対する日本側の受け止め方を分析し、「女性政策同盟」の限界を指摘した。まず、「平等」を志向したGHQ/SCAPの一面は、日本社会には正確に受け入れられなかったことを明らかにした。特に、労働組合婦人部のあり方に対するGHQ/SCAPの批判は、日本側には「反共思想による弾圧」と受けとめられてきた。また、労働組合が生活給を要求・獲得したことで同一賃金の原則を進める動きは見られなかったし、生理休暇については戦後の運動の中で「既得権」とみなされ、再検討の対象にならなかった。

その一方で、女性労働改革のなかでも「保護」を重視した政策は、日本の保護主義と見事に合致し、改革として結実したことを明らかにした。改革を進めた多様な政策推進主体に注意を払うことによって、実現された改革の多くが日米の共同作業によるものであることがわかった。例えば、改革を熱心に進めようとした厚生官僚の存在によって、労働基準法の制定や労働省の設立が可能になった。

しかし日米の女性たちの間には、先行研究が重視してきた「女性政策同盟」のような連帯が常に存在していたわけではなく、政策推進の主体は複雑だった。結局、多様な政策推進主体が衝突する中で妥結した改革は、日本人女性指導者ではなく、むしろ日本政府の官僚とGHQ/SCAPの求めたものであったことを明らかにした。GHQ/SCAPの女性と日本の女性指導者との間にも、女性労働者自身とGHQ/SCAPの間にも、現状認識の違いや改革の目指すべき方向にギャップがあったのだ。

一方、「保護」を重視した政策は、日本の劣悪な労働条件を飛躍的に改善したという面もあったことを指摘した。GHQ/SCAPが、劣悪な労働環境や「搾取」から女性や年少者を保護する必要があると考えたことは当然だった。そして戦前から労働行政に関わってきた厚生官僚のなかにも、女性に手厚い保護を与えることこそが日本の近代化を進めることと同義であると考えていた。

また、女性労働者の保護を厳格に適用することが、戦前のライバル国としての日本を弱体化させるといった米国の国益につながっていたという面もあったことを明らかにした。米国の対日占領政策には、労働条件を改善し労働者の地位を向上させることが「軍国主義と侵略」の復活を防ぐ

ことになるという基本的な方針があった。

最後に第 4 の論点(問題設定 4 に対応)として、女性労働者自身の主体的な動きや主張に注目することで、それに反して GHQ/SCAP や政府官僚、日本人女性指導者の持っていた「女性労働者像」の評価の低さを浮き彫りにした。そしてその「女性労働者像」は、女性労働研究の「特殊理論」へと無批判のままに継承されたことを指摘した。

以上のように本論文は、アメリカ占領下で行われた女性労働改革のうち、労働基準法、労働省婦人少年局、労働組合婦人部に対する GHQ/SCAP の政策に焦点をあてて検討した結果、GHQ/SCAP は「平等」を掲げた一方で「保護」を重視したことを明らかにした。GHQ/SCAP は、生理休暇には反対したのに深夜業禁止を強く擁護したり、労働組合婦人部の問題性を鋭く見抜いたのに労働省婦人少年局の設立思想に疑義を挟めなかったという矛盾を抱えていた。これらの矛盾は、終戦直前の米国においてみられた平等への志向と保護思想の併存と重なっていた。そのうち保護重視の思想は、厚生省の保護方針とも一致していた。両者は、女性は男性労働者とは異なり家庭責任をもち、年少労働者と同様に「弱く」、女性を「保護されるべき存在」と位置づけた点において一致していた。占領期に実現された女性労働改革が前提とした女性労働観は、戦後の日本社会に定着していっただけでなく、女子労働論もそれに無批判のまま発展してきた。本論文は、たとえ表面的には女性の利益になるようにみえる政策も、それが前提とするジェンダー観が限られたものであったため、女性労働者にとっては「経済的市民権」の制限として作用してきたことを明らかにした。